



(仮称) まちづくりに係る総合的な条例 第4回意見交換会

令和6年12月13日 台東区都市づくり部 都市計画課

《 お願い 》

- 携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにご設定をお願いいたします
- 意見交換会の記録作成のため、後方からの写真撮影と録音をさせていただきますので、ご了承ください

本日の流れ

19:00-19:10
(10分) 1. はじめの挨拶
2. 本日の概要説明

19:10-19:25
(15分) 3. 多様な主体によるまちづくりの進め方について
本条例における「まちづくり」、まちづくりを目的とする団体

19:25-20:45
(80分) 4. テーマ別意見交換会

アイスブレイク（自己紹介）

※1人1分以内で名前や所属、意気込みを紹介します

【テーマ1】 認定されるまちづくり協議会が、どのようなことができるようになると良いか？どのような団体が認定対象となると良いか？

グループごとに発表（20:30より）

20:45-20:50
(5分) 5. とりまとめ・おわりの挨拶

第3回意見交換会の振り返り

チーム1

いただいた主なご意見

相談窓口

- 行政はどの分野にどの窓口が対応するのかわかりにくいので、**ワンストップな相談窓口**(都市づくり、保健所、警察、社会福祉、区民課等を横断)が必要である。
- ワンストップ相談窓口の上部組織として、庁内に「ヘソとなるべき組織」が必要である全体をとりまとめつつ、バランスを考え、新しい地域課題や地元のキーマンを見つけ出すことが望まれる。いろいろな分野に関わる区長直轄のタスクフォースのイメージである。行政だけでは解決できないことも想定されるため、**区民は、それと「台東区のまちづくりをサポートする会」として協働する**ことが考えられる。
- 社会的弱者に配慮したまちづくりの観点からは、行政における福祉分野と都市計画分野の統合が必要である。

情報共有

- 他の地域ではもちろんのこと、地元でもどのような活動やイベントが行われているかわからない。**台東区内の活動やイベントを検索できるポータルサイト**が必要である。
- 区施設の予約状況などの情報を一元化してほしい。
- 自主的な活動情報や、**活動団体同士が交流できるイベント情報**など、地域の活動内容や活動場所が見える化できると良い。

情報発信

- まちづくりを進めるにあたり、地元住民のみならず地域外の台東区ファンを増やし、シビックプライドを醸成することが重要である。そのため、地元住民の活動情報などの地域の機運が高いことも地域の魅力として発信するといった方策検討が必要である
- マンションと町会との防災訓練など、**マンション内で実施している好事例を、他のマンションへ波及させる**ことが望ましい。

交流の機会

- マンションが多くなり、住民同士のコミュニティが希薄になっているため、災害時や復興まちづくりの観点からも、地域住民の顔を知っておくことが重要である。よって、地域の公園や道路空間のほか、**マンションの敷地内やエントランススペースを活用して**地域活動を展開したい。

運営費、事業費補助

- 区の補助金は、年度ごとに予算が決められているし、活動内容によって窓口が違う。区の資金とは別に、**ファンドを設立した方が、活動資金として使い勝手が良い**と考える。
- 地元事業者の活用や観光消費額を増やすなど、地域にお金落ちる仕組み、地域における経済循環に向けた方策を検討すべきである。

区民共創の場づくり

- 町会活動として、新しい参加者を巻き込むため、楽しい活動が必要であり、誰もが遊べる遊びのような活動(例えば防災ゲーム)をやっていききたい。しかし、防災ゲームなどの活動においてパブリックスペースを活用したいが、活用できる場所が限られている。
- 会議室等、屋内利用ができる区の施設が少なく、また地域差があるそのため、民間の施設を協定等によって活用できたらよい。

その他

- 平時と災害時、いずれにおいても社会的弱者から発想されたまちづくりが必要であり、地価高騰でも社会的弱者が追い出されない居住の仕組みが必要である。

第3回意見交換会の振り返り

チーム2

いただいた主なご意見

※複数の支援策にまたがる意見についての再掲は割愛

相談窓口

- マンション単位だけでなく、点から面へのコミュニティ醸成や町会以外の団体活動促進のために、**区の課をまたぐフリーの相談窓口、交流の機会の支援**（最初のきっかけだけでいいので区に手伝ってほしい。）が必要である。例えば、池之端のマンションは現状、管理会社経由での対応となり、つながりが全く生まれない。つながりについて働きかけられる部署はどこなのか。
- マンション同士のコミュニティ醸成には町会以外の活動も重要である。町会の縮小対策や安全性維持のために、**ワンストップ窓口**（町会は区民部、危機災害対策課、都市づくり部と内容によって所管が異なり、すべてにつながりが生まれない）の設立や運営費の支援が必要である。
- 現状は1つの避難所を複数の町会で対応しているが、自分の町会単位でしか考えられず、連携がしにくい。避難所運営のコーディネーターがいれば、団体意識が生まれると思う。
- 区が縦割りになっていることにより起こる、「～課」マターの補助金を解消するために**横断的な組織**を作るべき。

情報共有・情報発信

- 区管理による、老若男女が使いやすい「**まちづくりホームページ(ポータルサイト)の構築**が必要である。（地区別の掲示、地区別チャット等として利用）
- 情報共有（Chatを活用したボランティア募集等）、情報発信、市民共創の場づくり、交流の機会に関する支援が必要である。
- まちづくり活動を自分事と捉え、**町会活動や協議会への参加意識を高めるために、情報の共有化**（役員が誰か、参加したときに誰に声をかけたらいいか、いつどんな活動をしているか等）、**交流の機会、場づくりの支援を通した団体のオープン化が必要**である。

- 復興訓練に参加しているが、復興の前に災害時における木等を退かす重機がどこにあるのかも住民は把握できていない。誰に聞いたらいいか、その地域で緊急時に動ける人は誰かも分からない。
- 地区別に大がかりな防災訓練を行い、訓練の段階から区・警察・消防など多様な主体が参加することで、いざというときに連携をとれるようにすることが必要ではないか。

交流の機会

- 町会や商店街の垣根を超えたイベントの開催や、開催者や参加者の人手増加のために、**様々な人との出会いの機会創出、交流の機会、市民共創の場づくり**の支援が必要である。

専門家の派遣

- 町の活動に参加したい人がすぐに情報の入手及び発信ができ、“参加したい”を逃さないようにポータルサイトの作成が必要。その作成のために、**専門家の派遣や運営費・事業費補助の支援**が必要である。
- 専門家派遣について**ハード面に関してだけではなく、ソフト面に関する専門家も派遣してほしい**。また、専門家も1人だけではなく複数人のチームが派遣されるような仕組みがあると良いのではないか。

運営費 事業費補助

- 谷中たいこの会を始め、様々な活動を持続可能なものにするため**運営費の補助**が必要である。（町会所有のたいこが古くてたたきにくいので、修繕費用の援助があるといい。また、大人がボランティアで運営しているため少額でもいいので、支援があるといい。）
- 支援可能となる活動の**ハードルを下げ、幅広く支援**できるといい。
- 商店街などのにぎわいの創出として、空き店舗活用（物件の見極めは難しいと思うが）に対する、**運営費の補助**（商工会にはなく、町会や商店街に対してもう少し大きな資金。年間3～5件ほど活用の制度はすでにあるが、商店街が空き家を借りるときの援助制度がない。）があるといい。

市民共創の場づくり

- 町の人々がふと立ち寄れる拠点**（お茶のみ場や原っぱ等）整備のために、相談（特に区や町会の施設の開放等ハード面の協力に関する事）、場の貸し（区や町会の施設の開放）、**運営費補助の支援**が必要である。区民まぜこぜの共創の場があれば、**交流や新しいエネルギーが生まれ**、孤立の防止や防災にもつながる。
- 町ナイト（大阪府池田市）のような住民交流のイベントを開催するにあたり、場の貸し（夜のお酒も飲める場所）の支援が必要である。町のことが好きな人や何かをやりたい人が気楽に集まり、顔見知りができる機会があるといいのではないか。

その他

- 寺院など（宗教施設）を宗教として考えずに文化的な遺産として捉え、補助対象となるようにしてほしい。
- 行政は法律に縛られすぎている前に進まない傾向があるので、法律のラチ外に一歩踏み出す勇気をもってほしい。
- 地域に進んで関わろうとしていない人の意見も都市づくり部、区民部がどう吸い上げていくかが重要だと思う。意見交換会等に参加しない人の意見も聞くべきではないか。

第3回意見交換会の振り返り

チーム3

いただいた主なご意見

相談窓口

- ・台東区には河川敷などがいないため、原っぱのような広い空間で子どもが自由に遊べる空間を作るために、都心部ならではの使える空間を相談できる支援があるとよい。(例:高架下や駐車場など)
- ・**街角にあるような小さなスペースを使って活動**するために、まちなかの公共空間の活用を支援してくれる窓口があるとよい。
- ・都や区で出している**様々な助成金の種類について教えてもらえる窓口**があるとよい。

情報共有

- ・小学校中学年(4,5,6)以上の子が遊んだり運動したりできる場所がない(わからない)。広い公園や児童館のような場所がどこにあるか、実際に使っている地元の人(高齢者等)から教えてもらえる仕組みがあるとよい。(例:入谷南公園が広い、地元橋の健康遊具の公園等)
- ・災害時にいざというときどうするか、一つの町会で考えず、近隣の他町会と一緒に考えられる仕組みが必要である。
- ・マンション内でのつながりをつくるために、学校単位で使っているSNSや**情報コミュニケーションアプリを使って回覧板的な情報共有**ができるとよい。

情報発信

- ・まちなかにある「ちょっとした」使える場所が区内のどこにあるか、住民や来訪者に場所をわかりやすく伝えるために、マップやSNSの作成の支援があるとよい。
- ・台東区には「コミュニティ委員会」団体があるが、何をしているか分かりづらい。どのような活動を行っているか、**紙媒体以外での手段で情報発信**して知ってもらう必要がある。

交流の機会

- ・都心にいるとアウトドアのレジャーができる場所が少ないため、気軽にピクニックができる場所やキャンプができる空間提供が必要である。
- ・**学生をボランティア活動に巻き込む**ために、ボランティアに参加したら認定書を贈呈するなど、参加する意義を感じてもらいやすくする仕組みが必要である。
- ・町会のイベント等に参加しやすくするために、1つの町会に1人仲の良い人をつくりイベント参加を促す仕組みが必要である。
- ・同じマンションに住んでいても、どの階にどれくらいの年代の子がいるのかわからない。マンション内での交流の機会をつくる必要がある。

専門家の派遣

- ・現在の行政のリサイクル回収は頻度が少ない。民間事業者の力を借りて、リサイクル回収頻度を増やしたり、リユースの拠点づくりを行うなど、リサイクルをしやすくする仕組みが必要である。

運営費 事業費補助

- ・本来、**運営費を獲得するために、前年に予算立てをしなくてはならない**が、原っぱをつくるなど小規模なものであれば面倒な手続きをなくし、すぐに実現できる仕組みが必要である。
- ・鶯谷駅北口前の空間を上手く利活用するために運営費が必要である。(※ただし、そもそも地元との調整がしづらそうな場所であり、空間整備にもお金がかかりそう)
- ・町会イベントの魅力的なコンテンツを用意するための補助金・助成金が必要である。

市民共創の場づくり

- ・消防訓練等地域に必要な活動をするときに、町会の高齢化により人手不足となり一緒にやってくれる若い人を募集できる仕組みがあるとよい。
- ・イベントを開催するためには人材が必要であるため、**若手人材を集める仕組み**が必要である。

その他

- ・親が子どもを安心して遊ばせられるために、必要な範囲に車輛が入れないようにするなど、ウォークアブルな区域の設定が必要である。
- ・働いているとリサイクル回収に出す機会を逃してしまいがちなため、お祭りイベント等の時に、イベントに行くついでに回収してもらえるような仕組みがあるとよい。(例:西浅草3丁目では好きな場所を町会内で任意で決めて回収)

第3回意見交換会の振り返り

チーム4

いただいた主なご意見

情報発信

- ・浅草橋は昔から数多くの職人が伝統工芸品等ものづくりを営んできたそれらを発信するため、区にてもものづくりのリストアップをし、区役所1階ロビーやHPでの発信が必要である
- ・まちの魅力に気づくためのきっかけ作り、そうした活動を発信するために、情報発信を行う活動場所(イベントやショップ等)が必要である
- ・まちの魅力を映し続ける写真家による展示会など、多数の面白い活動をされている方が存在する。それらの活動を発信し、**核とした交流創出を促すため、情報発信する場の支援が必要**である

交流の機会

- ・歴史的価値のある建築を残すだけでなく活用していくために、**場を提供している人とやりたいことのマッチングサービスが必要**である
- ・地域にいる面白い活動をしている個人・組織の活動が継続するために、サロン等の組織化が必要である
- ・浅草橋にて開催されている紅白マロニエまつりは「ミニ浅草橋」というコンセプトを謳っているが、地域外からの出展が増えている状況である。ものづくりを中心とした地域内から出展を増やすために、現在の町会回覧板による募集だけでなく、さらに広く周知すべきであり、区の広報誌やHP等による募集も必要ではないか

専門家の派遣

- ・今現在住んでいる方を含めて観光名所以外のまちの魅力把握出来ていないのではないかと。まち(台東区)の魅力を知り、伝えるために、**発信・広報のスペシャリストの支援が必要**である
- ・浅草橋には古くから営んでいる病院等を含めて魅力ある街並みが展開されている。それらを保存し、まちの魅力として発信していくために、**建築・街並み・歴史や発信・広報のスペシャリストの支援が必要**である

運営費 事業費補助

- ・たとえ面白い活動をしていても、活動の継続性は課題となる。**組織として維持するための活動費の援助が必要**である(区が事務局の役割を果たしてほしい)

その他

- ・安全で安心して住みつけられるまちになるために、他区の様なまちづくり条例を策定し、住民主体のまちづくりにしていくことが必要である
- ・浅草橋の勉強会にてまちの将来像に関する議論をしている。まだ地域の代表と認知されていないためそれを公表することが出来ないまちづくりに関する情報発信を行うために、**行政との関係が確かでありまた客観的に信用される資格がほしい**

意見交換会の構成

第1回 7/18

条例の構成

第2回 10/30

多様な主体による
まちづくりのあり方
について

第3回 11/20

まちづくり活動に
必要な支援のあり方
について

第4回 12/13

多様な主体による
まちづくりの進め方
について

▶▶ 全4回の意見交換会を踏まえたゴール

いただいた様々なご意見をもとに、
「まちづくりに係る総合的な条例」を検討・制定

本日のテーマ

多様な主体によるまちづくり
の進め方について

「まちづくりに係る総合的な条例」とは

まちづくりの実践に向けて

台東区が定めるまちづくりの「しくみ」と「ルール」です

区民や事業者の方々にも

まちづくりに関わっていただくためには、

そのための「しくみ」と「ルール」が必要です

それらの事項を定めるために、

「条例」をつくります

これにより、台東区で様々な方が
まちづくりに参画できる、
まちづくりを進めやすくなる
環境づくりを図ります！



本条例における「まちづくり」とは

区内におけるまちづくり活動（例）

区民

地域の団体



事業者

まちづくり
協議会

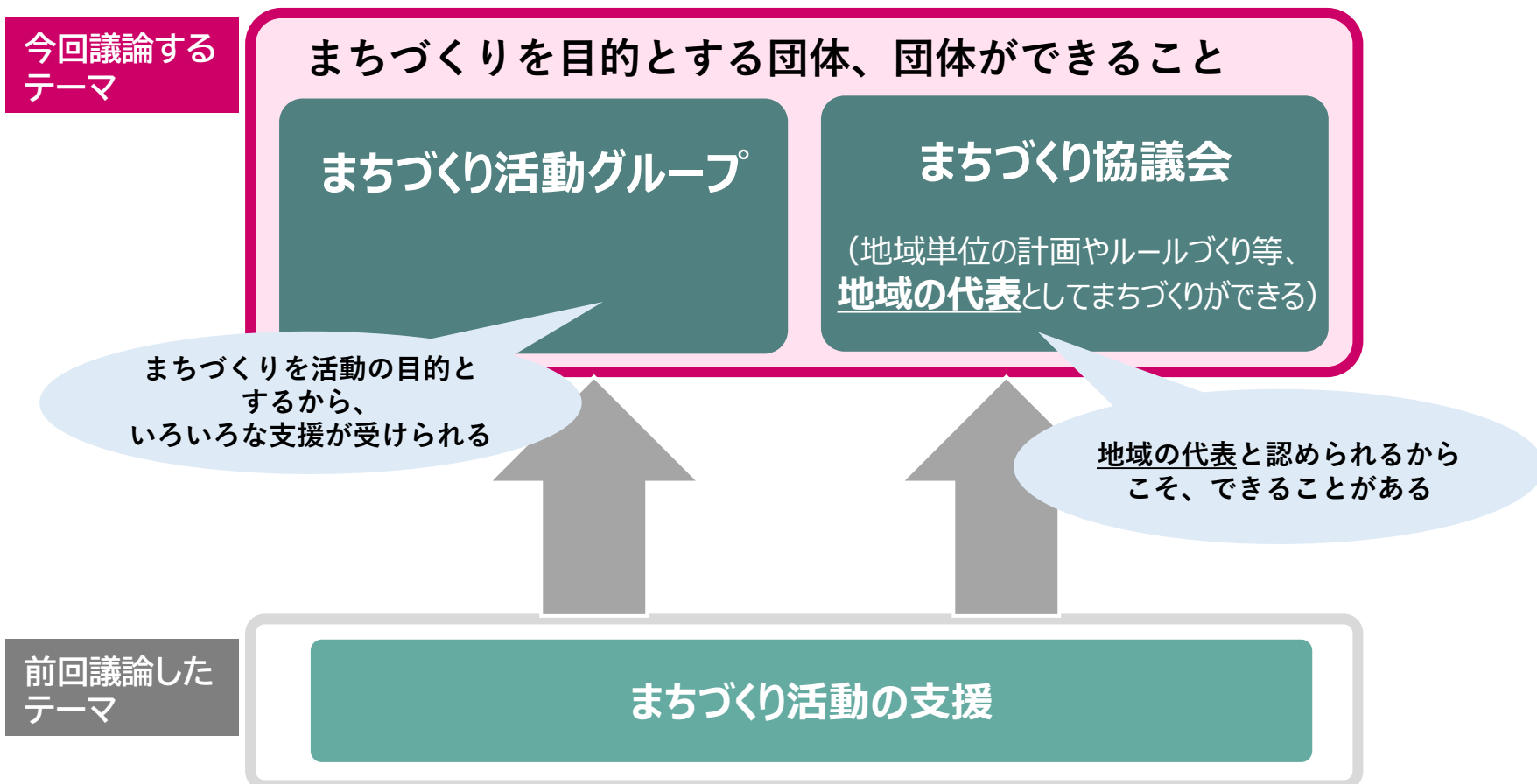
支援

台東区

上記活動の総称＝「公民連携まちづくり」

まちづくりに係る総合的な条例について

主なテーマ：地域の主体に関わる「しくみ」や「ルール」



※現在、台東区には、まちづくりを目的に活動する団体を位置付ける、条例などのルールはありません

多様な主体によるまちづくり

まちづくり活動グループ

どんな団体が
登録できる
の？

まちづくりを活動目的とするから、いろいろな支援が受けられる

例えば、横浜市の例では、

地域まちづくり活動グループ

登録要件

- ・ 地域まちづくりに関する活動を目的としている
- ・ 5人以上の市民で構成されている
- ・ 活動対象地域を持っている
- ・ 会則を持っている
- ・ 活動が特定のものの利害を図る活動その他これに類する活動ではないこと

多様な主体によるまちづくり

地域の代表と認められる
からこそ、できることが
ある

まちづくり協議会

(地域のプランやルールづくり等、
地域の代表としてまちづくりができる)

どんな団体が
認定される
の？

例えば、渋谷区の例では、

まちづくり協議会

認定要件（抜粋）

- ・ 構成員は基本的に“地区住民等”
- ・ 活動する地区を代表していると認められること（町会、商店会、企業等の代表などが参加しているなど）
- ・ 他の協議会のエリアと重複しないこと
- ・ 会長、役員が民主的な方法で選任できること
- ・ 地区住民が協議会への入退会を自由に行えること

多様な主体によるまちづくり

まちづくり協議会の
設立目的は様々です

横浜市の例

組織名	目的
霧が丘六丁目 まちづくり推進会	プランの実現に向けて活動することで、多世代が快適に暮らせる魅力あるまちをつくる
協同組合 元町エスエス会	「横浜元町まちづくり憲章」を街づくり理念として取り入れ、街づくりを円滑に推進する
大倉山エルム通り 街づくり委員会	<ul style="list-style-type: none">・建物、建築用途に関する検討活動・地権者変動に伴う意思統一の確認活動・建築計画に関する事前調整、協議の活動・街路の美化・景観維持管理の活動
大口通商店街協同 組合	横浜を代表する地域密着・生活関連型商店街の一つとしての伝統を守りつつ、常に活気にあふれ、地域の新しいニーズにも応え続ける街を目指し、商店街・居住者・土地建物権利者・その他大口通地区を愛する人たちが連携、協働しながら、大口通地区を次の世代も暮らしやすい街・次の世代も希望と誇りを持って商売を続けられるまちに育てていくこと

多様な主体によるまちづくり

横浜市の地域まちづくりプランの例

霧が丘六丁目地区
多世代が快適に暮らせる魅力をつくるまちづくりプラン

組織名：霧が丘六丁目まちづくり推進会

プランの目的：「子育てがしやすい」
「高齢になっても安心」「様々な地域活動がしやすい」「暮らすのに便利」などの新しい地域ニーズに応える機能とともに、まち全体によき変化をもたらすような活動の場が必要であることからプランを作成

行政の支援：地域まちづくりに関する施策の策定に当たっては、地域まちづくりプランに配慮するとともに、地域まちづくりプランに係る地域まちづくり事業の推進に努める



多様な主体によるまちづくり

横浜市の地域まちづくりルール例

元町通り街づくり協定

組織名：
協同組合 元町エスエス会

ルールの目的：オリジナリ
ティ溢れる元町スタイルを継
承しながら、先進的な商空間
と上質なライフスタイルを発
信

行政の支援：認定を受けた
「地域まちづくりルール」に
基づき、「地域まちづくり組
織」と市が連携して建築行為
等を誘導する



テーマ別意見交換会（計80分）

- テーマ1

認定されるまちづくり協議会が、どのようなことができるようになると良いか？どのような団体が認定対象となると良いか？

基本的なルール

参加にあたってのお願い

- 他人の発言を傾聴する
- 相手の発言に対して、否定や批判的な発言をしない
- テーマと関係ない発言はしない
- 演説的な長い発言をしないように心がける
- 参加者全員が発表できるように、発言は簡潔に！
- 自分の考えを紙（ポストイット・配布フォーマット等）に書き、書いたことを順番に発表する

本日議論するテーマ

テーマ 1

【振り返り】 前回は、必要と思われる制度や支援を挙げていただきました

本日の説明を聞き、地域の代表となるまちづくり協議会の認定には、どのような要件があると良いと思いますか？

また、認定まちづくり協議会は、どのようなことができるようになるかと良いと思いますか？

◆意図：まちづくり協議会にしかできないことに見合った団体としての要件について意見を伺いたいです。